

国が支える
安心が大きくなる

担い手積立年金

【愛称】

～ 若い農業者の皆さんへ、
保険料の国庫補助で老後の安心を！ ～

- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。



農業者年金は納付された保険料と運用益を原資として年金額が決まります。毎月の保険料が少なくても長い間納めると多くの年金の受給が期待できます。つまり、若い時から加入すれば、月々の負担が少なくても豊かな老後生活に備えることができます。



保険料の負担が大きいという方は、政策支援加入で、保険料の国庫補助が受けられます。

- ☆ 政策支援を受けるためには、農業者年金への加入要件に加え、
- ① 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること
 - ② 農業所得が900万円以下
 - ③ 認定農業者で青色申告者等
- (右の表の必要な要件) → を満たすことが必要です。

- ※1 農業者年金への加入要件は①国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)、②年間60日以上農業に従事、③60歳未満、となっています。
- ※2 国庫補助額の割合は2万円に対する割合です。
- ※3 区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

☆ 保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000 円 (5割)	6,000 円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000 円 (5割)	6,000 円 (3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者(左※3)	10,000 円 (5割)	6,000 円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000 円 (3割)	4,000 円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者(左※3)	6,000 円 (3割)	—

政策支援は受けられる補助の割合と期間に年齢による差があります。早い加入が有利です！

☆ 政策支援を受けられる期間

- ① 35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間
 - ② 35歳以上であれば10年以内
 - ③ ①と②の期間を合わせて20年以内
- となっています。国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料(2万円～6万7千円の間で千円単位で加入者が自由に選べ、変更も自由です。)を納めることになります。

- ※ 政策支援を受けている間の保険料は月額2万円に固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。
- ※ 国庫補助分の年金(特例付加年金)を受け取るためには、**経営継承**が必要です。

◆ 農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算◆

加入 年齢	納付 期間		通常加入の場合		政策支援を受けて加入の場合			
			保険料本人 負担分総額	農業者老齢 年金支給額	保険料本人 負担分総額	支給額計	農業者老齢 年金支給額	特例付加年 金支給額
20歳	40年	男性	960 万円	66万円	744 万円	67万円	49万円	18万円
		女性		57万円		57万円	43万円	15万円
30歳	30年	男性	720 万円	46万円	588 万円	47万円	37万円	10万円
		女性		40万円		40万円	32万円	8万円
35歳	25年	男性	600 万円	38万円	528 万円	38万円	33万円	5万円
		女性		32万円		33万円	28万円	4万円

(注) この試算は、65歳までの運用利回りが1.35%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。通常加入は保険料月額2万円の試算です。政策支援加入は保険料月額2万円で加入し、政策支援適用期間中はもっとも有利な国庫補助額を受け、政策支援の適用期間終了後は保険料月額2万円通常加入とした試算です。運用利回り1.35%は制度発足以降の10年度間の運用利回りの平均です。予定利率1.35%は、農林水産省告示(H24.4.1施行)により定められている率です。

農業者年金の特徴

☆ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

＜家族一人ひとりの年金を！ 今、女性の新規加入者が増えています。＞

☆ 少子高齢時代に強い年金です。年金資産は安全性を重視して運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

(注): 運用の結果得られる年金原資が、積み立てた保険料の総額を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスとならないようにする準備金の仕組み等を導入しています。

☆ 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万～6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

☆ 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族(死亡者の死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位)に死亡一時金として支給します。

☆ 税制面で大きな優遇措置があります。

☆ 支払った保険料は、全額(1人当たり最高年額80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%～30%程度が節税)。

☆ 保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益(運用益)は非課税です。

☆ 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。

(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

＜つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります。＞

☆ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

＜農業の担い手の皆様への特別な支援です。＞

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、
最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。

独立行政法人農業者年金基金
TEL: 03-3502-3942 (企画調整室)

ホームページアドレス
<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金基金

検索

